

○宜野湾市監査委員条例

昭和47年3月28日

条例第4号

改正 昭和52年12月13日条例第16号

平成3年9月24日条例第35号

平成18年12月28日条例第24号

平成20年6月30日条例第17号

宜野湾市監査委員条例（1959年条例第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第200条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（平18条例24・一部改正）

（事務局の設置）

第2条 監査委員に事務局を置く。

（平18条例24・旧第3条繰上）

（事務局職員の定数）

第3条 事務局職員の定数は、宜野湾市職員定数条例（昭和47年宜野湾市条例第48号）の定めるところによる。

（平18条例24・追加）

（請求又は要求による監査）

第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。

（平3条例35・一部改正、平18条例24・旧第5条繰上）

第5条 監査委員は、法第125条の規定により議会から請願の送付を受けたときは、20日以内に処理しなければならない。

(平18条例24・旧第6条繰上)

(定例監査)

第6条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を市長及び関係のある委員会等に通知しなければならない。

(昭52条例16・平3条例35・一部改正、平18条例24・旧第7条繰上)

(財政援助を与えているもの等に対する監査)

第7条 監査委員は、法第199条第7項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を当該監査を受ける者に通知しなければならない。

(昭52条例16・平3条例35・一部改正、平18条例24・旧第8条繰上)

(決算等の審査)

第8条 監査委員は、法第233条第2項及び第241条第5項、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により決算及び書類が審査に付されたときは、50日以内に意見を付けて市長に送付しなければならない。

(平20条例17・全改)

(現金出納の検査)

第9条 法第235条の2第1項の規定による検査は、毎月23日から25日まで行う。ただし、その期日が休日又は日曜日に当たるとき、その他やむを得ない理由により検査を行うことができないときは、その期日を変更することができる。

(昭52条例16・一部改正、平18条例24・旧第10条繰上)

(公金の収納等の監査)

第10条 監査委員は、法第235条の2第2項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を指定金融機関に通知しなければならない。

(昭52条例16・一部改正、平18条例24・旧第11条繰上)

(公表の方法)

第11条 監査委員の行う公表は、宜野湾市公告式規則（昭和47年宜野湾市規則第1号）に定める公示の例による。

(昭52条例16・一部改正、平18条例24・旧第12条繰上)

第12条 この条例に定めるものを除くほか、監査委員に関し必要事項は、監査委員が協議して定める。

(平18条例24・旧第13条繰上)

附 則

この条例は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則 (昭和52年12月13日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年9月24日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市監査委員条例の規定は、平成3年4月2日から適用する。

附 則 (平成18年12月28日条例第24号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
ただし、第1条の規定については、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年6月30日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。